

## 私たちエコリニューアル事業協同組合は、経済産業省より認定を受け、2004年12月、官公需適格組合の証明書を受領いたしました。また2006年12月22日付で証明書を新たに更新いたしました。

官公需適格組合として受注出来る工事の種類を増強する為、従来の建築工事及び内装仕上工事に加え、塗装工事、防水工事及び管工事の受注が可能になりました。

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを経済産業省（経済産業局）が証明する制度です。この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で以下の基準を満たしている組合です。

- 基準 1.** 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- 基準 2.** 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- 基準 3.** 常勤役職員が2名以上いること
- 基準 4.** 共同受注委員会が設置されていること
- 基準 5.** 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
- 基準 6.** 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- 基準 7.** 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること
- 基準 8.** 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること
- 基準 9.** 工事1件の請負代金の額が1,500万円（電気、管工事等は500万円）以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること
- 基準 10.** 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること



（基準1～7の項目は物品・役務関係の基準。工事関係はさらに基準8～10の項目が必要です）

私たちエコリニューアル事業協同組合は、上記の基準をクリアし、官公需適格組合として経済産業省の認定を受けております。

**※ 官公需適格組合は、全事業協同組合の2.2%、「工事」証明取得組合は僅か0.7%しか認められておらず、大変希少な存在です。それだけに期待も大きく、責任も重い組合になりました。**

### ■エコリニューアル事業協同組合の受注体制

エコリニューアル事業協同組合は、中小企業団体中央会の指導を受けながら、組合員全体が一体となって、受注契約を確実に履行できる技術力や施工能力等の向上と、発注機関の信頼に十分応えられる責任体制を確立するため最大限の努力をしております。特に証明基準に定められているように、共同受注規約及び共同受注委員会を設置し、契約した案件に対する各組合員の仕事の分担と連帯責任を明確にしています。また、共同施工又は分担施工の体制をとり、組合専従技術者が工事を監理・監督・指導等をすると共に現場毎に企画・調整委員会を設けて工事が契約通りに確実に履行できる体制を整えています。工事の内容については、検査委員会による検査体制を確立しています。組合は工事に関する一切の責任を負う事とし、さらに役員及び担当した組合員が連帯してその責任を負うことを定めています（共同受注事業規約第4条）。エコリニューアル事業協同組合は責任ある受注体制を確立しており、お客様の信頼に応えられる共同受注事業体であり続けるために、絶えず研鑽を積みながら、上記の証明基準を満足する体制を守り続けます。



**※ 従来、官公需適格組合証明取得の組合は同業者で組織されていましたが、エコリニューアル事業協同組合は専門分野の異なる各種工事業者と設計事務所と構成される異業種専門業者で組織される新しい組合です。**